

午後2時00分開会

○桜井委員長 皆さんこんにちは。ただいまより地域保健福祉委員会を開会いたします。

欠席届が出ております。地域振興部税務課長の辰島課長ですが、公務のため欠席ということでございます。ご報告をさせていただきます。

お手元に本日の日程をお配りさせていただいております。ごらんをいただきたいと思います。ちょっときょうは項目が非常に多うございますので、理事者の皆様も簡潔なご説明、答弁、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、早速でございますが、報告事項の保健福祉部から入ってまいりたいと思います。（1）番、障害者福祉手当支給対象の拡大について報告をしてください。

○湯浅障害者福祉課長 それでは、お手元の保健福祉部資料1に基づきまして、千代田区障害者福祉手当支給対象の拡大についてご報告させていただきます。

概要でございます。現在、障害者福祉手当の支給対象でございますが、身体障害者と知的障害者の方でございます。精神障害者の方は支給の対象外でございます。身体・知的・精神の三障害に対しまして、一元的な福祉サービスの提供が求められている現在、精神障害者に対する支援施策の拡充に努めておりまして、検討を進めてきた結果、障害者福祉手当の支給対象に精神障害者の方を追加することといたしました。

内容につきましては、千代田区障害者福祉手当条例に規定を追加するものでございます。

施行期日は、平成31年4月1日から施行させていただきます。

経過措置でございますが、こちらの障害者福祉手当でございますけれども、毎年7月末日を区切りに所得額の見直しを行っているところでございまして、施行日前にこの規定に該当される方ではありますが、施行日から平成31年7月31日までの間に受給資格の申請を行ったものについては施行日に、施行日から同月31日までの間に同号に規定する者となった方につきましては、施行日から同月31日までの間に受給資格の認定の申請を行ったものについて、それぞれ申請を行ったものとするという経過措置でございます。

簡単に言いますと、これまで障害者の精神福祉手帳1級をお持ちの方が、4月1日を迎えて、7月31日までの間、申請を行ったものにつきましては、4月1日にさかのぼって手当を支給。4月1日から4月31日までの間に新規の申請を行われた方、これは新規の申請を行った月に手当を支給するというものでございます。

簡単ですが、ご報告は以上です。

○桜井委員長 はい。報告いただきました。（発言する者あり）うん。

基本的なところでご質疑あればいただきたいと思います。よろしいですか。

飯島委員。（発言する者あり）

○飯島委員 はい。基本的なところをお伺いしたいと思います。

精神障害は1級から3級までありますけれども、この対象になる方と人数と、答弁ください。

○湯浅障害者福祉課長 現在、精神障害者保健福祉手当手帳の1級をお持ちの方が19名おられます。このうちおよそ13名の方が対象となる見込みでございますが、まだ申請のほうをいただいておりますので、最大13名ということでございます。

○飯島委員 この福祉手当、障害者福祉手当に精神が入っていないというのはおかしいじゃないかということで、私も質問で取り上げたことはあったので、非常に前進したなとい

うふうには思っているんですね。ただ、障害者福祉手当は、身体と愛の手帳をお持ちの方は、1から3級まで皆さん該当していますよね。で、精神だけ何で1級なのかなど。そこはちょっと明確に伺いたいと思います。

○湯浅障害者福祉課長 これまで検討を進めていたところでありますけれども、国の助成制度ですとか東京都の制度、こういったところの整合性と基本的に所得税法の特別障害者控除の対象要件を支給対象としているところがございます。これは、特別障害者控除の対象要件が、身体障害者の方が1級または2級、知的障害者の方が重度の知的障害と判定された方。で、精神障害者の方は、障害等級が1級と記載されているもの。これが特別障害者控除の対象要件でございまして、今回の支給につきましても、こちらを参考として改正させていただくものでございます。

○飯島委員 最後。先ほど19名の1級の方がいらっしゃるうち13名の方が該当するだろうというお話でしたが、所得制限ということで、あとの6名は対象にならないということなんでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 こちらは、障害者福祉手当、所得制限もちろんございますが、年齢制限もございます。

○飯島委員 あ、年齢で。

○湯浅障害者福祉課長 65歳以上の方などは対象となりませんので、こういった方を除いた方が13名ということでございます。

○飯島委員 はい。わかりました。

○桜井委員長 はい。よろしいですね。あとは中でやりましょう。ね。

2番目、二番町国有地を活用した介護施設の整備スケジュールの変更について報告してください。

○土谷高齢介護課長 それでは、お手元の保健福祉部資料2に基づきまして、二番町国有地を活用した介護施設の整備スケジュールの変更についてご報告申し上げます。

この二番町国有地を活用した介護施設につきましても、整備・運営事業者を千代田区としまして、社会福祉法人平成会を選定してございます。この間、平成30年8月には東京都との補助協議の内示を受けまして、該当国有地の定期借地権契約を法人と国のほうで締結が終了してございます。

その後、整備の具体化を図るために、施工会社の入札を平成30年12月に行ったのですが、建設単価の高騰傾向のため不調に終わってございます。このため、3月に再入札をする手続期間に現在入っております。この入札の不調のための整備スケジュールの変更を本日ご報告申し上げます。

当初の計画は、下の整備スケジュールの箱の上の段でございます。10月に入札をして、1月に工事説明会、この2月に着工をして、翌、来年の8月に竣工を準備期間を設けて、32年の12月に開設予定でございましたが、12月の入札の不調を受けまして、来月、3月に改めまして施工業者の入札を行い、翌4月に施工業者の工事説明会を行った後、5月着工、11月竣工。このため、開設については33年の4月の予定に延びてしまいましたので、本日この旨をこの当該委員会にご報告申し上げます。

報告は以上です。

○桜井委員長 はい。ご報告をいただきました。この件についてご質疑ありましたらいた

だきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

それでは、3番目、地域包括支援センター職員に関する基準の変更について報告してください。

○小玉在宅支援課長 それでは、保健福祉部資料3に基づきまして説明をさせていただきます。地域包括支援センター職員に関する基準の変更についてということです。

介護保険法施行規則の一部の改正されたことに伴いまして、千代田区の地域包括支援センター、麴町・神田、両高齢者あんしんセンターの主任介護支援専門員の定義を改める必要が生じたために、所要の改正を行うものでございます。

それでは、1番の概要からごらんください。介護支援専門員を統括する主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーでございますが、これまで所定の研修を受講していれば、特に期限はなく主任として従事できていたところでございます。今般厚生労働省の省令が改正されまして、主任介護支援専門員として従事し続けるために、最初に主任介護支援専門員研修を受けた日あるいは更新研修を受講した日から、5年を超えない範囲で主任介護支援専門員の更新研修を受けることというのが規定されたところでございます。これに基づきまして、「千代田区の地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例」の一部を改正するものです。

2番の改正による影響でございますが、この主任介護支援専門員は、先ほども申し上げましたとおり、麴町・神田地域包括支援センター、両高齢者あんしんセンターに必ず1人を配置することが規定されております。千代田区で地域包括支援センターで従事する主任介護支援専門員は、既に更新研修を受講済であることを確認しておりますので、センターの運営等区民サービス全般には影響はないところでございます。

3番の参考というところで、附則についてということで、附則が設けられております。附則に新たに追加されました経過措置、こちらは、省令の施行時点において、最初の研修から5年が経過してしまっている者に対して措置されたものでございます。

具体的には、下記のとおりです。平成18年から23年度に主任研修を修了した者は、平成31年の3月31日までに更新研修を受講すること。また、平成24年から26年度に主任研修を修了した者におきましては、平成32年の3月31日までに更新研修を受講で、資格が継続されるという附則がつけられております。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。報告いただきました。この件についてご質疑ございますか。

○寺沢副委員長 すみません。単純な質問なんですけれども、これ、研修というのは、どのくらいの期間をやるわけですか。千代田区の場合は、今、問題ないというふうなご説明をセンターの運営に影響はないというふうにご説明いただいたんですが、実際のところ、どんな研修で、どのくらいの時間をかけるものなんですか。

○小玉在宅支援課長 研修につきましては、各都道府県で行われているものでございまして、10日間の研修期間が設けられております。で、主任ケアマネと申しますのは、ケアマネジャーのまとめ役的な存在の専門職でございますので、ケアマネジャーの指導であるとか育成、相談、それから介護が必要な方のケアプラン、こういったものをケアマネジャ

ーに、作成する際のケアマネジャーの支援であるとか相談、そういったことをこの研修で学び、10日間そういった研修を行うことで取得できる研修であるということでございます。

○寺沢副委員長 すみません。今度は更新研修を受講済みであるから問題はないというふうに表記されているんですけど、今後もこの制度が続いていった場合に、10日間都道府県が実施するものに参加をするというふうになった場合に、何か指導に支障が出るとか、そういったような、まあ、後の問題ですけどね、今回じゃなくて、今後こういうふうに行われた場合に、どちらかからこの代替の主任ケアマネさんをそこに来てもらうとか、そういうことが必要になってくるんですか。そんなふうなことは必要なく、日常業務が行われるんですか。

○小玉在宅支援課長 ただいま10日間と申し上げましたけれども、10日間連続で受けるというものでは、どうもないらしくして、日にちがこう、分けられて、通算で10日間という形で聞いております。

で、その間、主任ケアマネジャーが欠けている間、両あんしんセンターで支障が出るかというお話でございますけれども、今のところそのようなお話は聞いておりませんで、申しわけございませんが、ちょっと制度につきましては、その間、ちょっとどのような形になるかということは、申しわけありません。今のところは、ちょっと私のところではわかりません。すみません。

○桜井委員長 はい。（発言する者あり）ちょっと休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時16分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

答弁から。在宅支援課長。

○小玉在宅支援課長 ただいまの答弁をちょっと修正させていただきたいのですが、各両あんしんセンターとも、それぞれ主任介護専門員だけではなく、介護支援専門員であるとか保健師であるとか、経験のある看護師あるいは社会福祉士の皆さんが連携して業務を行っておりますので、その間、区民サービスであるとか、そういった業務に影響するものではないというふうに考えております。

○寺沢副委員長 わかりました。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○飯島委員 今の質問にも関連するんですけども、あんしんセンターは本当に業務多忙というふうに伺っています。そういう中で、この10日間というのが、必ずしも10日間という日数じゃなくてと、飛び飛びとかいろいろ言われましたけども、実際、時間数として何時間ぐらい割かれるものか。それで、現場にも、ちょっとこういうふうになるんだけどもということ、何かお話を実態として伺った上で支障ないとおっしゃっているのか、そこがどうも腑に落ちないんですね。で、いろいろやりくりして、お互いに助け合って何とか行くだらうというのは、余りにも安易だと私は思うんです。

また、この研修というのが、介護保険が5年の間に変わったりとか制度が変わったりとかそういうことで、本当に受けなきゃいけないものなのか。それとも、やっぱりそういう

制度が変わっているのは、都度都度研修もあるでしょうから、そこで間に合うものなのか。そこら辺をきちっとこう、調べていただきたいと思います。ほんと、あんしんセンターは、ゆとりある働き方をしているんだっいたらいざ知らず、本当に大変な中でやられて、人をふやさなきゃいけないんじゃないかと思っているぐらいなのでね。そういう中で、とられる時間だと思っんで、それだけ本当に必要かどうかという、そのところも確認はしていただきたいと思います。いかがでしょうか。（発言する者あり）

○桜井委員長 在宅支援課長。

○小玉在宅支援課長 今回の研修につきましては、国の省令に基づきまして、これ、受講が義務づけられているというところがございますので、こちらにつきましては、受講する必要があるということを書いて、認識しております。あとは、時間帯につきましては、10日間という期間の中で、しかるべく時間が振り分けられているものというふうに認識しております。

ということですので、現状といたしましては、あんしんセンターの中で、それぞれの職員の皆さんが、当然欠けている部分につきましては、補助をしながらやられているということですので、何とぞご理解いただきたいと思います。

○桜井委員長 はい。あのね——保健福祉部長。

○歌川保健福祉部長 すみません。ちょっと補足をさせていただきます。

今回、今、飯島委員のご質問、3点ぐらいあると思うんですけども、一つ、この研修は、絶対に受講しなければいけないという研修です。その趣旨は、やはり介護保険の制度が変わるとか変わらないとかということももちろんあるんですけども、介護保険の制度を使っていく上での地域包括支援センターの位置づけというものが非常に重要だというのが国の制度の中でもしっかり位置づけられ、それを担保するために、そこに従事する職員のレベルを合わせるためにも一定の研修が必要だということで、義務づけが入った。それが政令の改正であるということで、これは受けなければいけないということになっています。

で、研修の内容は、10日間、詳細な部分については、また改めて条例審議のときにもお話しできるようにしたいと思いますけれども、やはり先ほど課長が答弁したとおり、主任ケアマネとして知っておくべき、要するに指導という点で必要なスキルを得ることはもちろんですけども、さらにもっと基本的なこととして、よりよいケアプラン、要するに高齢者の方が自立した生活を送るというのは、介護保険の目的ですので、それに資するようなサービスをどのようにプランニングしていくかというような事例研修等が含まれているというふうに聞いております。

で、もう一つ、最大のも、今のご質問の中での大きな趣旨としては、現状の千代田区のあんしんセンター、両あんしんセンターの体制に対するご心配だと思っんですけども、確かにあんしんセンターに対しての期待というのは非常に大きい。相談の件数もふえている。件数だけではなくて、非常に複雑になり、かわり方を深くしていかなくちゃいけない部分があるということで、あんしんセンターとは、私ども行政のほうも、今の課長のところも含めて、定期的に打ち合わせをして、状況を把握しているところです。

その中で、人数が足りないとか仕事がこういうふうにしにくいとか、そういう話があれば十分に対応してまいりましたので、ご案内のとおりあんしんセンターは、基本的には千

代田区の規模でいえば一つのあるしんセンターに三つの職種の人が一人ずついればいいと。理屈上ですよ。ですが、そうではなくて、介護保険の制度だけではなく、さまざまな高齢者福祉の施策をやるためにということで、現実的には7名ないし8名の職員を配置しているという状況ですので、その中で今回の研修に限らずさまざまな研修があります。研修があるし、それから事例検討会のようなものにも、お互いが連絡をとり合って、時間調整をし合って、それに参加をして、それぞれのスキルアップを図っているというのが現状でございますので、この新たに加わった主任ケアマネの研修が入ったことで、無理が生じるというようなことはない。そのあたりは確認をしているところでございます。

○桜井委員長 はい。条例の中で、今ご質疑があったところでのより具体的なところもまた示していただいて、安心なんだというようなところが確認できるようにできればいいと思いますので、用意しておいていただきたいと思います。

よろしいですね、この件は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

それでは、次行きます。4番目、国民健康保険制度について報告してください。

○菊池保険年金課長 それでは、保健福祉部資料4に基づきましてご説明申し上げます。

こちらのご説明の前に、今般1月28日に国民健康保険運営協議会が開催されまして、私ども区長のほうから保険料の諮問がございました。協議の結果、諮問通りカットするというような答申をいただいております。今回、こちらの答申を踏まえまして、第1回定例会に上程する予定の議案の内容の概要についてご説明するものでございます。

それでは、資料をごらんください。

資料をご説明する前に、考え方をお示ししたいと思います。区では、昨年度に引き続きまして、区長会が算定しました特別区の統一保険料方式ではなく、都が示した標準保険料率を参考に、独自の保険料率を算定いたしました。今回も制度改正による保険料の急上昇を抑制するため、国や都からは激変緩和策が引き続き措置されました。また、区としましても、昨年度と同様の、同程度の法定外繰入を行いました。また、賦課上限額の引き上げや所得割と均等割の賦課割合の変更など、さまざまな工夫を行った結果、区の保険料率につきましては、昨年度に引き続き2年連続の引き下げを実現できる見込みとなりました。

それでは、内容でございます。2番をごらんください。2番の(1)でございます。一番上の黒丸印、こちらが加入者の医療費を賄う基礎分・後期高齢者の支援分の保険料となっております。こちらは年齢に関係なく全ての方に負担いただく分でございます。

まず、表の3段目をごらんください。今般、国の政令改正によりまして、賦課限度額、いわゆる上限額が基礎分につきまして、58万円から61万円に引き上げられました。これによりまして、高額所得層からの保険納付額がふえることとなりました。

その上で、千代田区の特性等を考慮しまして、賦課割合、すなわち応能分、所得比例分と応益分、基本料金分、こちらの徴収割合を見直しました。その賦課割合につきましては、医療分の基礎分の所得割と均等割の割合については、69対31から70対30に変更いたしました。支援金分につきましては、68対32から69対31に変更いたしました。その上で賦課割合を試算した結果、所得割率と均等割額がこちらの表のとおり引き下げとなりました。

具体的には、一番上の段の基礎分をごらんいただきまして、所得割でございますが、7.27%から右の表の一番左上の7.14%に引き下げとなりました。また、隣の支援金分でございますが、1.95%から1.93%に引き下げとなり、この項、2項目単体では、9.22%から9.07%となりました。統合しますと、所得割につきましては、0.15ポイントの減少となっております。

その下の段、均等割額についてでございますが、基礎分につきまして3万7,400円から3万7,300円としまして、100円の減額。支援金分につきましては、据え置きました。全体としましては、4万8,400円から4万8,300円の100円の減額となっております。

続きまして、その下の黒丸印、介護納付金分でございます。こちらは、40歳から64歳の方にかかる介護保険料負担部分でございます。賦課割合につきましては、東京都が示した標準保険料率の賦課割合68対32というのがございまして、こちらに少しでも近づけるため、今般所得割と均等割の割合を30年度の52対48から56対44に変更いたしました。したがって、所得割は4ポイントの上げ、均等割は4ポイントの下げとなります。その結果、所得割が0.85%から0.97%の0.12ポイントの上昇となっておりますが、均等割額につきましては、1万5,500円から1万4,200円となって、1,300円の減額となっております。

続きまして、裏面をごらんください。項目（2）の低所得者の保険料減額措置対象者の拡大についてでございます。こちら、国で定める基準額の引き上げに伴いまして、5割軽減の方と2割軽減の方に該当する世帯の軽減判定所得に関しまして、5割軽減の対象の世帯の方たちにつきましては、27万5,000円から28万円に、2割軽減世帯につきましては、50万円から51万円に引き上げるといった内容となっております。

続きまして、（3）をごらんください。こちらは、先ほどの所得の低い世帯の方々への均等割の軽減措置の具体的な金額となっております。均等割額の軽減前と軽減する額、その保険料が表にしております。例えば7割軽減の方ですと、表の一番上の数字、基礎分と支援金分の合計額が4万8,300円のところ3万3,810円減額されまして、保険料としましては1万4,490円になるというような内容となっております。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 うん。はい。ご報告いただきました。

この件についてご質問ありますか。よろしいですか。

大串委員。

○大串委員 まず、説明で2年連続の引き下げになったということなんですけども、大変画期的なことで、大変すばらしく評価するものです。これは、どうなんですか、ほかの23区の状況というのは、どうなっているんでしょうか。

○菊池保険年金課長 少々お待ちください。

ほかの23区の状況、すなわち昨年度独自の保険料率をとっていなかった自治体が特別区の中で20区ございますが、こちら、現在の検討状況でございます。私が今から申し上げるのは、特別区長会としての決定案ではなくて、今現状の検討案ということでお示しさせていただきます。

特別区の現在検討している案としましては、基礎分と支援金分の所得割率につきまして

は9.49%です。すなわち、本区がとろうとしている料率、所得割につきましては、9.07%ですので、本区のほうが0.42%低いという状況をとっております。また、均等割額につきましては、特別区の統一の保険料の検討案、こちら5万2,200円でございます。5万2,200円に対しまして、私どもで今検討しているところの均等割額が4万8,300円でございますので、比較しますと、本区は3,900円低いという状況になっております。また、介護分につきましては、所得割の料率につきましては各区設定となりまして、現状のところは定かではございませんが、均等割の額につきましては、介護部分は1万5,600円。本区の介護分の均等割額につきましては、1万4,200円を予定しておりますので、差額は1,400円、私どものほうが低いというような状況になっております。

○大串委員 正式にまだ来年度のことですから、決定ではないけれども、現段階におけると、千代田区ぐらいじゃないんですか、この、また引き下げになるというのはね。ですから、僕は、考え方のお話もありましたけれども、千代田区としてもこの被保険者に対する負担にならないようにということで、並々ならぬ決意があったんじゃないか。これだけの独自の保険料率の設定と、それからそういう法定外繰入の継続を行ってやったということは、僕としては、国がことしも入れて6年間の間に、この法定外繰入をなくせと言っている中で、千代田区は、今年度と来年度、ほぼ変わらずの法定外繰入を入れて、それで独自の保険料率も定めて、そしてこの2年連続の引き下げになりますよというのは、大変な僕はことだと思えます。ですので、細かいことはいいんですけれども、区としてのそういう決意というんですかね、どうい、強い決意が僕はあったと思えますよ。この辺ちょっとお伺いしておきたいと思えます。

○歌川保健福祉部長 決意ということですので、決意というほどのものではないんですが、やはりこの保険者である千代田区、東京都もちろん保険者であるんですけども、新たな仕組みをつくっていく中で、やはり国民健康保険というのが国民皆保険を支える中で非常に大きな役割を果たしている。というのは、やはり国民健康保険の被保険者というのは、自営業者の方を初め比較的所得が安定しない方も含めて、そういう被保険者の特性がある。我々のようなサラリーマンとはちょっと違った特性がある。で、ここの部分で、区民生活に大きな影響が出ないようにというのが、この国民健康保険に限らず、区としての基本的なスタンスでございますので、そういう中で、先ほどご評価をいただいたような、できる限りの工夫をしてみたと。法定外繰入をなくせというのは、これは、制度を運営する、制度の設計の中では、当然のことなわけかもしれませんが、そのまま受け入れてしまうと、やはり区民生活に非常に大きな負担感としての影響が出るということで、このあたりは、区としてのぎりぎりの判断をしているということで、このスタンスは続けていきたいという思いを持って、保険者としての事業運営に当たっていきたいと考えております。

○桜井委員長 いいですか。（発言する者あり）はい。じゃあ、いいですね。

はい。次行きますよ。5番目、後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しについて報告してください。

○菊池保険年金課長 それでは、保健福祉部資料5に基づきましてご説明申し上げます。後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しについてでございます。

1番の趣旨でございます。こちらの後期高齢者医療保険の軽減特例の見直しにつつまし

ては、平成28年12月22日の政府の社会保障制度改革推進会議において決定されました「今後の社会保障改革の実施について」、こちらを踏まえ、後期高齢者医療保険料に係る軽減特例が見直される方針となっております。これに伴いまして、施行が、政府の判断が待たれていたところでございますが、平成31年度から今般当該軽減特例の国庫補助が廃止されるということが決定したことに伴いまして、これを受け、東京都の後期高齢者医療広域連合におきまして、平成31年以降に、この均等割額の軽減を段階的に廃止するための条例案を第1回広域連合議会定例会に上程いたしました。こちらにつきまして、議会の審査を踏まえた結果、1月31日に議決されたことをご報告するものでございます。

2番の改正の内容についてでございます。均等割を軽減する基準のうち9割軽減の方、また8.5割軽減の方につきまして、広域連合負担分7割は維持したまま、その他の国による軽減特例措置が段階的に廃止されます。

下の30年度の欄でございます。こちら、9割軽減の方につきましては、国による軽減措置が2割上乘せされておりました。広域連合の負担割合につきましては、7割でございます。また、一方、8.5割軽減の方につきましては、国による軽減措置の割合が1.5割でございます、広域連合の負担分は7割でございます。

こちら、31年度におきまして、まず9割軽減の方につきまして、国による軽減措置が1割に段階的に廃止されております。一方、8.5割につきましては、1年存置という形になっております。

32年度におきましては、こちらの9割軽減の方につきましては、本則どおりの7割軽減の形に戻る形となり、8.5割軽減の方につきましては、0.75割の軽減が国によって措置され、合計7.75割の軽減措置となっております。

その次、33年度でございますが、こちらは、8.5割または9割軽減の方につきましては、同様に7割軽減の本則どおりの軽減措置に戻すという形になっております。

いずれとしましても、広域連合の負担割合については変更せず、国の軽減措置が段階的に廃止されるといった決定がなされているところでございます。

施行期日につきましては、平成31年の4月1日ということで予定をしております。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。この件についてご質疑ございますか。

○飯島委員 一つはそれぞれで該当する人数を教えてくださいと、均等割ですから、4万3,300円の1割とかそうなると思うんですけども、その金額を正確に教えてください。その金額については、平成33年度まで、各年度ごとにお答えください。

○菊池保険年金課長 まず、今回の特例の見直しにかかわる影響の人数についてのお問い合わせでございます。

対象者につきましてですが、まず9割軽減の対象者の方、こちら——まず被保険者の数全体でございますが、平成31年1月現在の情報をもとに計算しましたが、全被保険者数は5,621名でございます。このうち9割軽減の対象者の方、こちらは、区では836名でございます。（発言する者あり）はい。被保険者の中の割合で申しますと約14.9%となっております。続きまして、8.5割軽減の方につきましては、対象の人数663人となっております。こちら、全被保険者の人数で考えますと約11.8%となっております。合計いたしますと1,499名の影響、また、全被保険者の中の割合で考えます

と、約26.7%という割合になっております。（発言する者あり）はい。

続きまして、軽減特例見直しに伴います均等割額の推移についてのお問い合わせでございます。まず9割軽減の方につきましては、均等割額を所与のものとしてみなしまして、今現在、均等割の額が4万3,300円の9割軽減でございますので、その方の均等割額については4,300円でございます。31年度、こちらが1割分廃止されますので、均等割額が4,300円上昇しまして、8,600円となります。32年度につきましては、これがまた1割軽減が廃止されますので、均等割額が1万2,900円ということになります。また一方、8.5割軽減の方につきましては、現在30年度までは存置というような状況になっておりますので、31年度につきましては8.5割軽減のままです。こちらは、軽減後の均等割金額は6,400円。32年度は7.75割軽減になりますので、これから3,300円上昇しまして9,700円。平成33年度におきましては、本則どおりの7割軽減となりますので、均等割額は1万2,900円というような状況になっております。

以上です。

○飯島委員 まあ、相当の人数の方が該当していて、金額も相当上がっていくと。で、年金のほうはどうかといえば、下がっていっていると。そういう中で、区としては、何かこう対策というのは考えていらっしゃるんですか。

○菊池保険年金課長 区として何かできるかということですが、私ども、広域連合の連合の構成員としての保険者としての立場がございますので、こういった高齢者、被保険者に対する影響というものがなるべく軽減していただくために、これまでも広域連合の課長会、また広域連合の医療懇談会を通じて、こういったものに対する軽減というものを求めてまいりましたが、今般こういった形で政府の決定を受けて、広域連合としてもこの特例の見直しを受け入れるという議決を受けましたので、我々としては、これを受け入れざるを得ないということでございます。

ただ、今後につきましても、こういった軽減の特例、なるべく被保険者の方に影響を与えないような形で行っていただくよう、先ほども申しました会議体等を通じて、申し入れ等は行っていきたいと思っております。

○桜井委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

じゃあ、次へ行きましょう。地域振興部の（1）番、協定施設（湯河原地区）の実施について報告をしてください。

○恩田コミュニティ総務課長 それでは、地域振興部資料1-1並びに1-2に基づきまして、協定施設（湯河原地区）の実施についてご報告させていただきます。

目的です。湯河原千代田荘の営業終了に伴い、経過措置として近隣宿泊施設を運営する宿泊事業者と宿泊施設の利用協定を締結し、区民利用に供することとする。

2、協定を締結する事業者。株式会社フォレストでございます。

3、協定施設。こちらのほうは、フォレストが所有する、運営する施設、湯河原地区の施設4施設を協定施設といたします。それで、上の「湯の里杉菜」につきましては杉並区の保養所だったところで、その下の「ゆがわら水の香里」につきましては、足立区の保養

所だったところを事業者のほうがい取りまして、現在運営しているという施設になっております。

4番目です。利用方法・利用料金などということで、こちらにつきましては、地域振興部資料1-2をごらんいただきながらご説明をさせていただきたいと思っております。

上のほうの施設名、それからずっと下へお取りまして食事のところまでは、事業者のホームページやパンフレットからとった内容でございますので、後ほど見ていただければと思います。

それで、区民料金でございます。平日は、1人1泊2食つきになりますけれども、6,640円で区民の方はご利用いただけるようになります。括弧のところは、8,640円という金額でございますけれども、こちらは、フォレスト側と協定を結んだ形で、一般料金よりも下げた協定料金になっています。区民の方と一緒に宿泊される方は、こちらの協定料金を適用するという形になります。

ご利用の際のご注意です。宿泊料金は、各施設のフロントでチェックアウトの際に精算という形になります。区民料金でご利用の際は、区内在住が確認できる書類、運転免許証や国民健康保険証などでございますけれども、こちらを持参していただきまして、フロントで提示していただいて、それをもとに区民料金という形になります。米印のところがございますけれども、区内在住が確認できない場合は、ご本人も同行者の方も一般料金という扱いになりますので、こちらのことにつきましては、利用の際にできる限り周知をして、区民料金あるいは協定料金で使っていただくようにしていきたいと考えております。

それから、施設の予約等でございますけれども、こちらのほうは、直接施設にお電話をしていただいて予約をとっていただくという形になります。利用日の6カ月前からの受付ということでございます。

それから、その他のところの真ん中ほどですけれども、70人～80人で全館貸切可ということでございます。食事処の間仕切りも可ということでございますけれども、貸し切りにつきましては、極めて混んでいる超繁忙期については、ちょっと貸し切りに対応できないということもございますので、事前に施設のほうで確認をしていただきたいと思いますということです。トップシーズンに関しては、ちょっと貸し切りは難しい、そういうことでございます。

それで、また地域振興部資料1-1に戻っていただきまして、実施期間です。実施期間につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日の2年間を予定しております。米印のところですけども、今月の20日から仮予約を開始するというので、利用日の6カ月前までの分が、そうですね、8月の20日ごろまでの予約が2月の20日からできると。仮予約という形ですけど、できるようになります。

こちらにつきましては、2月20日号、広報千代田で区民の皆様に広く周知するという予定となっております。

ご報告は以上です。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。よかったよね。

委員の皆さん、ご質問がありましたらいただきます。

○大坂委員 湯河原の施設がようやく決まったということで、非常にありがたいなと思っているところなんですけれども、まず、幾つかこのフォレストさん、施設を持っていたか

とは思いますが、今回この四つに決定した経緯というのが何かあれば、説明をお願いいたします。

○恩田コミュニティ総務課長 一つ、1施設ということも考えの中にはないわけではないんですけども、ほかの方が利用になるということですので、今の湯河原千代田荘、定員100近い数なので、それを前提とした場合に、もう少し数が多いほうが、区民の皆さんはいいのかなということで、多目に施設のほうを選定しております。

○大坂委員 はい。ありがとうございます。

で、今回協定を結んでという形で、区民の方は、若干安く料金が設定されているんですけども、これは区のほうから何か補助とかそういったお金が出ているということなんですか。

○恩田コミュニティ総務課長 区民の方につきましては、区から補助を入れて、2,000円安くなっているという形になっております。

○大坂委員 ありがとうございます。

あと、実施期間が2年間という短い期間なんですけれども、今、箱根の千代田荘についても、今後地域振興部のほうで検討をされていくという中で、やはり箱根の千代田荘が正式に稼働するまで、しっかりとその期間をつなぐような形で、いろいろとサービスの提供をしていただきたいというのが私の本音なんですけれども、そういった点について、所管部署としては何か考えはあるのでしょうか。

○恩田コミュニティ総務課長 この実施期間につきましては、箱根、強羅のほうで実施している指定宿泊事業の終わりと合わせたという形で、今、設定をしております。ただ、その後、箱根千代田荘の検討の状況によってどうなるかということころは、明言はできませんけれども、そこも先々配慮していかなければならないというふうに考えております。

○大坂委員 そこはしっかりと柔軟な対応を、ちょっとお願いしたいなというふうに思っています。

あと最後に、今回この4施設の利用について広報千代田で周知をしていくという話だったんですけども、やはりもうちょっと区民の方に広く、早く知っていただくというような努力と工夫も必要なんじゃないかなと思っているんですけども、そのあたりについては何かお考えはありますか。

○恩田コミュニティ総務課長 各連合町会につきましては、もう、きょうも、地区によっては役員会等を開かれておりますので、その席でも事前にお知らせをしたいと、していくということで考えています。また、長寿会につきましては、来週役員会がございますので、そちらの席でも情報提供をさせていただいて、これから使えるようになりますということで、お伝えしていきたいというふうに考えております。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。

○飯島委員 情報提供では、出張所にちょっと大き目のポスターなんかがあるといいかなというのが一つと。それと、参考に伺うんですが、湯河原千代田荘のほうは、どこか買いたいという手は挙がっているんですか。

○恩田コミュニティ総務課長 こちらのほうの施設の周知につきましては、今ご指摘がありましたとおりで、できる限り多くの方に見ただけのように、この形で張っていくの

かということも含めて検討をさせて、できるだけやらせていただきたいと。パンフレットにつきましてはフォレストの側で別につくるということになっておりますので、それは20日までに納品される、出張所のほうにも納品されるという予定でございます。（発言する者あり）それから、湯河原千代田荘の件ですけれども、先般新たな事業者さんのほうで内覧があって、少し交渉をしているというふうなことも聞いておりますけれども、まだそれ以上の動きがないということで、どこかに決まったとか、そういうことは聞いておりませんです。はい。

○桜井委員長 いいですか。（発言する者あり）

ほかに。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 次行きましようかね。我々の視察がこういう形で結びついて、いい形になってよかったですね。さらに進めていただきましょう。

2番目、魅力あるまち「千代田」の創造に向けた商店街と千代田区との協働に関する協定の締結について報告をしてください。

○栗原商工観光課長 地域振興部資料2をごらんください。魅力あるまち「千代田」の創造に向けた商店街と千代田区との協働に関する協定の締結についてご説明申し上げます。

まず、この協定を締結する目的でございますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控える中で、千代田区が直面する政策課題について、商店街と区がお互いの強みを活かして協働することにより、その解決を目指し、もって共に魅力あるまち「千代田」を創造することを目的として、協定を締結するものでございます。

協定を結んだ3者でございますが、千代田区商店街連合会、千代田区商店街振興組合連合会、それから区の3者でございます。

締結日は、平成31年2月1日に締結をいたしました。

その内容でございますが、まず、期間につきましては、2019年2月1日、締結を結んだ2月1日から2020年1月31日までの1年間としております。ただ、基本的には自動更新になる予定でございます。その自動更新の際に、タイミングで、政策課題等の内容を見直すことを考えております。

次に、その政策課題とそれに関する2連合会の取り組みということで、政策課題は三つございます。①②③で、その下にそれぞれ中黒で書いてあるのが、政策課題に対する2連合会の取り組みとなります。

まず一つ目の政策課題の使い捨てプラスチックの使用量削減による環境汚染の防止につきましては、商店街におけるエコバッグの配布、商店街加盟店舗におけるレジ袋要否確認の実施推奨。それから、二つ目の政策課題の公衆喫煙スペースの確保による喫煙者と非喫煙者との共生社会の実現につきましては、公衆喫煙所を設置するモデル商店街の募集およびこれに対する支援。それから、三つ目の事業ごみ排出状況の改善による地域環境の美化につきましては、商店街におけるごみ排出ルールの雛形作成及び普及を考えております。

協定書につきましては、別紙のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。この件についてご質疑ございますか。いいですか。

大串委員。

○大串委員 とてもいい取り組みだと思います。特にプラスチックのごみの削減については、やっぱりこれは区だけでもだめだし、やっぱり区民と事業者と3者が一緒になって取り組まないと進みませんからね。その第一段階として、まずは商店会の方々と協定を結んで、協定じゃなかったっけ、何かね、こういうふうに取り組むというのは、非常にいいことだと思います。これから、さらにそれを事業者の方にも広げていって、やっぱり一緒に取り組んでいけるような雰囲気というか盛り上がりというか、運動にしていってほしいと思います。

事業者の方ということであれば、エコシステム協議会でしたっけ。（発言する者あり）
ね、そちらとのあれはどうでしょうか。

○栗原商工観光課長 はい。CESですね。CESを一緒にやっているのが区の中で環境政策課になりますが、今回の協定の内容ですとか、あと商店街の取り組みを検討するに当たって、環境政策課と一緒に考えていきました。使い捨てプラスチックの削減、使用量削減につきましては、商店以外にもオール千代田区に広げていくために、しっかりと環境政策課と連携をとりながら進めていきたいと思っております。はい。（発言する者あり）

○桜井委員長 うん。

河合委員。

○河合委員 この内容の2番目の「公衆喫煙スペースの確保による喫煙者与非喫煙者との共生社会の実現」と。今ある屋内喫煙所助成がありますよね。それとの違いというのはどういうところなんでしょうか、具体的なことになると。

○栗原商工観光課長 今ある公衆喫煙所設置の補助のスキームがございますが、それにさらに今回上乘せというようなことは、補助に関してはございませんが、ただ、これに対する支援ということで、例えば近隣、公衆喫煙所を設置する際の近隣のご説明の際に、例えば区の職員が同行するとか、そのような形での支援を考えているところでございます。（発言する者多数あり）

○河合委員 そうすると、屋内喫煙所の助成をもとに喫煙所をふやしていきたいと、具体的にはそういうことでの理解でよろしいですか。

○栗原商工観光課長 はい。そのとおりでございます。

○桜井委員長 はい。いいの。なし。はい。

ほかに。

○寺沢副委員長 区商連、区振連に対してで、観光という面もあって、そちらが主な担当というふうになっていると思いますけれども、今もあったように、環境面とか、それからこのたばことか、あと清掃問題ですね、そういうふうに、何ていうかな、縦割りを廃して連携をとっていかなくちゃいけないわけですよ。だから、掲げるものがよくても、そこの連携がうまくいかないと、どこかでこう、ほころびが出るというか、そういうのがあると非常に残念ですよ。だから、やはり、何ていうかな、区が中心になって、区商連、区振連、それからその担当のところを全部交えて丁寧に詰めていくというのが肝になると思いますね。

それで、あと細かなところで言わせていただくと、①番の使い捨てプラスチックについても、エコバッグの配布、それからレジ袋要否確認の実施推奨というふうになってはいますけどね、要するに物がもう多分、それぞれの家庭であふれていると思いますね。バッグや

で集まっていたいて、無理のない範囲でそのルールをつくっていただくようになると考えております。

○桜井委員長 はい。

寺沢委員。

○寺沢副委員長 今回の関連なんですけれども、このごみ問題というのは、区収集、中小零細の飲食店なんかは、区収集を利用して、負担金のシールですよ、張って出しているところもあれば、産廃事業者を利用して個々にやっているところもあるんですよ。そうすると、時間も本当にてんでんばらばらで、朝5時ごろ来る産廃事業者もいますし、区の収集は、もうそれぞれ決まった時間もあって、これをどういうふうに時間とかごみ袋の、何ていうんですか、統一というんですか、そういうのをやるというのは、字面にすれば簡単かもしれませんが、かなりそう、実際、本当に、これ、実効性が伴うのかということところが非常に疑問なんですけれども、そこらあたりは、これは清掃事務所が管轄で、でも産廃事業者はまた別個にやっているわけですからね。だから、どういうふうにやっていて、実効性が上がるのかなということところと、深夜になって営業が終わった人が出すごみによって、ネズミの被害とかそういったこともかなり問題にもなっているわけですよ。だから、かなり丁寧に現場を知って、よく見てやっていかないと、実効性は上がらないんじゃないかという心配があるんですね。

そこは、やっぱり部署が、さっきの話に戻るんですけど、部署がそれぞれ違うんで、よくよく丁寧に現場を知って、そして取り組まないと大変じゃないかなという思いがするんですね。大丈夫でしょうかね。

○栗原商工観光課長 はい。これにつきましては、清掃事務所と複数打ち合わせしましたけれども、かなりハードルが高いということは認識しております。まずは、そういった、何もしなければ何も変わりませんので、まず一歩、第一歩を踏み出すということで、まずはみんなで商店街の人に集まってもらって、ルールづくりから始めましょうということでやっております。

で、区収集と産廃事業者さんが回収するのは、もう全然、それはルール等違いますので、ルールにつきましては、その2パターンつくられると思うんですけども、事業系のごみでしたら、契約している業者さんによって回収する時間が違いますので、そういうこととかも、うちはこの時間に回収してくるんだよと、そういうことを商店街の会合で、みんな意見を出し合っていて、できるだけすり寄せられるようなところでの雛形、ルール、ごみ排出ルールを、まずはルールということで作ればいいなということで、ちょっと一歩踏み出せばいいなというようなことでございます。

○寺沢副委員長 細かいところに入っちゃってしつこいようなんですけれども、袋でばしゃっと出しておくと、さっき言ったような漏れたり、衛生害虫というんですか、ゴキブリとかネズミとかいろいろ問題も生じますから、まずペールできちっと出すというようなところから統一、商店街で統一を図っていったほうがいいかなと思いますので、それも細かな部分で申しわけないんですけども、そういったところも検討していただければいいかなと思うんですけどね。どうですか。

○栗原商工観光課長 一番最初のご説明のところでも申し上げましたが、例えばとつけましたけれども、ペール缶、ごみ缶に入れて出すとかというような考え方もあろうかと思いま

すので、ただ、いろいろ商店街によって状況は変わると思いますので、そういうような考え方もあると思いますというのは、しっかり商店街に提案していきたいとは思ってはおりません。

○桜井委員長 まあこれからだね。（発言する者あり）これはね。いろいろと調整は必要になってくるんでしょう。しっかりと対応してください。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ次へ行きましょう。

区内飲食店における地方の産地直送特産品活用事業「大槌グルメフェア」の実施結果について報告してください。

○栗原商工観光課長 地域振興部資料3をごらんください。区内飲食店における地方の産地直送特産品活用事業「大槌グルメフェア」の実施結果についてご報告申し上げます。

主催は千代田区、後援は大槌町でございます。

事業概要及び目的でございますが、地方の産品を、本事業に参加する区内の提携飲食店が産地直送方式で仕入れ、一定期間メニュー化することで、区民をはじめ在勤・在学者に対し新鮮な特産品、地方の特産品を提供し、区内の商工振興と地方の販路開拓支援につなげ、ひいては区と地方との共生を図ることを目的として実施いたしております。

実施期間であります。昨年の12月10日から23日の14日間でございます。

提携飲食店は、区内の以下の13店舗さんに協力をいただきました。

6の注文額等でございますが、飲食店から大槌町水産加工業者への鮭とかいくら等の注文金額が約28万円ございました。飲食店さんがその材料を使って販売した飲食メニューの売上げの合計の推計値でございますが、約130万円と推計しております。

これに対して7番の費用でございますが、送料、大槌町からの送料につきましては、区が今回全額負担しましたが、それが約4万5,000円。それから、委託費ということで、ポスターですとかあとチラシ、あとこの13店舗に置いたのぼり等のデザインとかあと印刷、それから、そもそもこのお店の募集ですとか、あとお店との連絡調整等を外部委託しております。その費用が48万ということで、合計約52万5,000円の費用がかかっております。

事業効果でございますが、提携飲食店はもとより、来店した区民等に大槌町の特産品である鮭・いくら等を「知ってもらおう」ことができました。2番目、大槌町の特産品の販路拡大につながりました。それから、3番目でございますが、全13店舗に事後アンケートをとらせていただいたんですけども、複数の店舗さんから、今後このような区の送料負担がなくても、大槌町からこの商品を仕入れることを検討したいというような回答をいただきました。今後商品を気に入っていただいた提携飲食店からの継続的な発注が期待できます。

課題でございますが、最適な開催時期の検討が必要であったなと思います。年末は忙しかったという声がアンケートで多くいただきました。それから、より参加店舗数を増やすためには、配送費補助に加えて更に提携飲食店がメリットを感じられるような仕組み、もうちょっとノベルティグッズを考えてみるとかというような仕組みが必要かと思われました。それから、更なる増客のためにチラシの改良とPR方法の改良が必要と考えます。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。この件についてご質問ありますか。いいですか。

大坂委員。

○大坂委員 まず事業効果のところ、提携飲食店から継続的な発注が期待できるというふうに書いてあるんですけども、期待しているだけで終わってしまっただけではもったいないんで、（発言する者あり）やっぱりそこはプッシュして、しっかりとつなげていくということも必要だと思うんですけども、それについて何か取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○栗原商工観光課長 はい。このグルメフェアが終わって、アンケートが集まったところで、実際、大槌町に出張させていただきまして、この今回の水産加工品を提供していただいた2業者を訪ねまして、このように使ってもいいよと言ってくださる業者がいるので、しっかり事後も電話するとかのアプローチをして、逃がさないようにしてくださいというのは、直接申し入れました。

○大坂委員 まあ、それがしっかりとつなげればいいのかと思います。

で、課題も幾つか上げられていますけれども、今後こうした大槌グルメフェア的なものについては、継続的に行っていくという方針で検討していらっしゃるのでしょうか。

○栗原商工観光課長 はい。継続的に来年度以降も実施できたらと考えております。

○大坂委員 今回かなり突貫的な形でスタートしたにもかかわらず、それなりの効果があったというふうに認識をしておりますので、次年度以降続けていくのであれば、もっとしっかりと周りを固めて、さらに効果のあるものにしていただきたいと思いますので、しっかりとよろしく願いいたします。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○飯島委員 売り上げが28万弱で、経費が52万かかっているということで、うーん、どうなのかなというふうには思いますけれども、大槌町のほうは、これで非常に感謝というか、次につながっていくだろうという期待という、そういうことが大きく感じられるということで、区は評価されているんだろうと思うんですが、区と地方との共生を図るという、ちょっと大上段に構えてやっていることなんですけれども、なかなか、相手は2業者、二つの業者というふうに限られているわけですね。多分、鮭とかいくら、特産品というのを扱っているのはほかにも業者があるのかなと思うんですけども、この二つの業者と今後その期待を結局満足されるようにやっていくということなのか、2業者だけでなく、もっと大槌町全体にかかわっていくような、対象として広げていくような、何かそういうようなことまで考えていらっしゃるのか、その計画ですね、伺いたいと思います。

○栗原商工観光課長 はい。今回、参加店舗が13店舗ということで、使用できる鮭とかいくらの量もそんなに多くないだろうということで、その材料を提供できる中で、大槌町の区役所に聞いて、一番うまく区の飲食店に対応できそうな業者さんを2業者、紹介してもらいました。で、最終的には、どんどん売り上げがふえて参加、こういうフェアをしなくても、大槌町の食材を使っただけにする形が最終形になると思います。そうになると、当然、その2業者だけでは供給が足りないという、うれしい悲鳴になればいいなと思っているんですが、そうすると大槌町全体の水産加工業者さんにも、千代田区にそう

いう食材を供給していただける、そういう形になろうかと思えます。

○桜井委員長 うーん。うん。

大串委員。

○大串委員 この事業は、地方との連携という、そういう大きな方針を定めて、で、そのもとに行ったという最初の事業だと思いますよね。で、物が売ればいいというだけではなくて、また販路が拡大できればいいというだけではなくて、もっと、その方針のもとにやったわけですから、その方針を重んじれば、要するに、この事業を通して大槌町のよさをもっと広く区民の方にアピールできた。で、千代田区の区民の方にとっては、大槌町のことを理解できたということになる、そういう事業にしてもらいたいんですよね。何というのかな、二つの事業者、それから千代田区では13店舗、それだけで、いや売れた売れない、これだけの売り上げだよということでは終わっては、ちょっと僕は寂しいと思うんだよ。だから、むしろこの事業を通して、例えばですよ、大槌町の町長さんが来てね、千代田区に来て、思う存分、大槌町の文化を語り、歴史を語ってもいいと思うんだよ。それでお互いの文化を、千代田のよさ、また大槌町のよさ、お互いがやっぱりそういう文化の交流というか、そういったところまで深めていけるのがやっぱりこの地方との連携じゃないかと僕は思うんですよ。だから、今後そういったことをちょっと視点に、行えればと思うんで、どうでしょうか。

○桜井委員長 そうですね。（発言する者あり）

商工観光課長。

○栗原商工観光課長 実は、この「大槌グルメフェア」、12月10日～23日なんですけれども、真ん中の12月14日に、大槌町長が、（発言する者あり）すみません、申しわけございません。（発言する者あり）申しわけございません。来てくださって、いろいろ意見交換とかもさせていただいたところでございます。

まず所管として思ったのが、大槌町ってどこの県にあるんですかというようなところで、まず「岩手県大槌町」と言わないと、ああ岩手県にあるんですかというのを認識してもらえない、そのようなレベルでございました。で、まずチラシは、岩手県の大槌町ってここにあるんだよと、まず、そこから区民に、大槌町というものがここにあるんだよというのを知っていただくところからチラシもつくったわけなんですけれども、今後はさらに、大槌町にはこういういいものがあるので皆さん観光に行ってみませんかみたいな、そういう視点からも、ちょっとチラシとか、PRを工夫できたらなとは考えます。（発言する者あり）

○桜井委員長 寺沢委員。

○寺沢副委員長 大槌町と千代田区の縁といいますかね、それについて、まあ3.11がありましたよね。で、職員が40人近く、（発言する者あり）亡くなっているんですよね。それで、（発言する者あり）今も各自治体の職員が支援に行って、千代田区からも2人の職員の方が継続的に、人は、こう、チェンジしているんでしょうけど、行っていますよね。だから、私も最終的には、大槌町のよさを知って、こういう、さっき言ったような、観光でいいところもあります、食べ物もおいしいですというふうになれば、それはそれでいいんですけども、そういったところも多少知らない、ただ大槌と、その、何だ、特産品をもっとふやして、みんなに食べてもらうというんじゃないかと、その体験したこと、千

代田区との縁といいますかね、そういったところも簡単に区民の方に知ってもらって。まあ、まだ支援ということだと思うんですね、大槌町に対しては。だから区民が、そういう思いで支援するために食べに行くよみたいな。そうしたら、すごいおいしかったよ、よかったよというふうな思いになると、第一段階としてはいいかなと。で、今回は本当に急な話だったので、次からは、そういったようなこともチラシのつくりになるのか、知らせ方についても、そういうふうにして、ちゃんと関心を持つということが大事かと思いますね。

今、その、何だ、壊れかけた庁舎をどうするかというんで、非常に大槌町のほうも大変ですよ。結局は壊すことになったんですけど、残してほしいという方たちもいてね、あれ、裁判になったんでしょ。何か大変な状況なんだなというところも、なかなか区民の方はそこまでわからないし、今ね、関心がないのかもしれないけれども、何かそうやって、あったかい交流になるといいなというふうに思っていますので、その点も含めてお願いしたいんですけど。

○細越地域振興部長 ただいまの寺沢副委員長、また大串委員からもご指摘いただきましたように、今回の取り組みというのは、まさに経済効果だけではなくて、本当は地方との連携をやっていく本当の真の目的というか、そこら辺をしっかりと認識した上で、進めなければいけないと思っています。先ほど課長申し上げましたように、来年度も予算がもし認められれば、少し広げたいと思っておりますので、その中に今いただいたご指摘も踏まえて、ちょっとその大槌町のPRというのは、特別な関係もございますので、そこら辺も含めて検討していきたいと思っております。

○寺沢副委員長 はい。

○桜井委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

ちょっと5分休憩します、5分。

午後3時24分休憩

午後3時31分再開

○桜井委員長 お待たせしました。それでは、委員会を再開いたします。

地域振興部の（４）番に入っていきます。「（仮称）千代田区女性史」編纂の方針について、報告をしてください。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 では、地域振興部資料4をごらんください。「（仮称）千代田区女性史」編纂の方針が女性史企画委員会において決まりましたので、ご報告させていただきます。

今回編纂する女性史は、平成12年に発行した「千代田区女性史」の続編として編纂いたします。平成11年の男女共同参画基本法制定以降の社会の変化を踏まえつつ、仕事、子育て、介護、地域の暮らしなどにおけるさまざまな女性の生き方にスポットを当て、性別、性的指向や性自認、障害の有無にかかわらず、誰もが生きやすい社会について問いかける内容といたします。

1枚おめぐりいただきまして、編纂の手法については主に3点ございます。1点目は、区内在住・在勤・在学者から編集委員を募集し、聞き書きを中心に活動していただくことで、区民みずからの手による製作を行います。

2点目は、千代田区ならではの地域性を踏まえた女性史として編纂します。編集委員には編集委員養成講座を受講していただき、女性史や千代田区についての知識を持った上で活動していただきます。

3点目は、若い世代にも手にとって読んでもらえるよう、構成やビジュアルを工夫します。電子化についても検討を行います。また、編集の主眼としましては、男女共同参画のパートナーである男性の変化にも触れ、さまざまな分野で活動する女性だけではなく、日々の暮らしの中で自分らしく生きようとする姿勢の女性に取材を行ってまいります。

最後に、編集委員募集のチラシをおつけしております。現在、広報やホームページで募集を行っておりますが、女性史の講座受講者や、区内の高校、大学にも声かけを行い、幅広い層からのご参加をいただけるよう努めておるところでございます。

女性史の編纂に当たりましては、企画委員会はもとより、編集委員のご意見をよく伺いながら作業を進めてまいります。

ご説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ご報告いただきました。

この件についてご質疑ありましたらいただきます。よろしいですか。

寺沢委員。

○寺沢副委員長 編集委員の募集のところなんですけれども、1月20日～2月15日ということで、まだ少し日数はあるんですけれども、どの程度の応募といえますか、状況はいかがですか。

○武笠国際平和・男女平等 인권課長 現時点で7名ほどのご応募をいただいております。

○寺沢副委員長 そうですね。そして、そこでもって、まあ勉強といえますかね、基礎的に学んで、それから取りかかりますよというふうになっていますよね。その期間というのはどの程度でしたっけ。

○武笠国際平和・男女平等 인권課長 チラシの裏面に女性史編纂スケジュールということでおつけしてございますが、来年度の4月～7月で編集委員養成講座ということで、4回程度の実施をする、この中で学んでいただく予定でございます。

○寺沢副委員長 前回のものは、本当に立派というかね、すばらしいものができていましたよね。それで、まあ、時代も変わりました、何というのかな、前のときは本当に、伺ってテープでとって、テープ起こしをしてみたいな、大変な作業があったと思うんですね。今度の場合は、作業としては、前回よりは多少取り組みが負担といえますか、それぞれの、意欲的に応募して、千代田区の女性史をつくろうという人たちの負担が、多少は軽いというか、そんなふうにも、まあ、勝手な思い込みかもしれませんが思っているんですけれども、その辺はいかがですか。

○武笠国際平和・男女平等 인권課長 現在、募集して応募していただいている編集委員になる予定の方の多くは、働いている方、または学生の方にもちょっとご参加いただける見込みでございます。で、そういった方々に無理なくご参加いただくために、区のほうで支援事業者に入らせていただいておりますので、テープ起こしですとか、さまざまな業務についてご負担が軽減できるように行っていければと考えております。

○寺沢副委員長 はい。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○飯島委員 まあ、かなり負担があったと、以前ね。ただ、その負担があっただけに、成果としても非常に立派なものがあったと思うんですね。聞いたところによると、初め編集委員で手を挙げた方も、途中でなかなかついていけなくなったと、音を上げてしまったと、そういうぐらいのハードなことだったというふうに伺っています。でも、だからこそ、ああいうずっしりと重みのあるものができた。逆に言えばね。

で、今度のことを考えてみると、15名の方が、1人、2人に対してインタビューを行う。30名ぐらいの方を対象にインタビューを行うわけですね。で、それが1回2時間程度というふうに書いてあるんですけども、これは、1回が2時間で、その1人の方に対して2時間だけのインタビューで書くんじゃないで、何回かに分けて、3回ぐらい通って、合計6時間ぐらい聞いて、それをまとめるという、そんなイメージなんですか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 一人当たり2人程度で、時間が2時間としておりますのは、編集委員募集に当たって、ある程度作業のボリュームがわからないと、募集いただく方も手を挙げづらいだろうということで、目安として書かせていただいております。ただ、前回の女性史では、取材対象の方に対してライフヒストリーということで、その方の人生を丸々聞いて、その中から女性史に使用できる部分を起こしていくという手法をとったために、取材時間も長くなってきた傾向があったんですけども、今回は、テーマ別の編纂を考えておまして、まずテーマを絞って、そのテーマごとに取材対象者を決め、テーマに沿った質問をするために、前回よりは時間は短くなるだろうと見込んでおります。

取材に行くに当たっても、事前にアンケートをおとりしたり、事前のやりとりを行った上で、実際の訪問時間が短くなるような工夫を行い、取材するほうにも、されるほうにも余り負担がかからない2時間程度を目安に、取材を行えばと考えております。

またその取材に当たっては、許可をいただいた上で録音をさせていただきますので、詳細な部分につきましては、録音を起こしながら確認をし、何度も何度も訪問を繰り返すようなことはなるべく行わないような方向で考えております。

○飯島委員 いやあ。いやどうしても、以前の女性史のレベルを、こう想像してしまうんですね。だから、いや果たしてこれでできるのかなという心配がちょっとよぎっているのと同じです。

むしろ、1人の編集委員、あ、2人の編集委員の方がセット、2人なり3人なりがセットになって1人の方に聞くとか、そんなふうにしたほうが、独断にならなくて、こう、重層的なものになるのかなというふうに思っているんですよ。ですから、この15名程度の募集というのを、私もこれ、チラシを見たときに、途中で音を上げる方も出るだろうから、これじゃ少ないんじゃないのかなとか、そんなふうに思ったんですね。そうすると、以前の女性史をイメージしちゃうだめだよと。ちょっとそれと異なる、趣が変わったものを考えているんだという、そんなことなんですか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 前回の女性史は、幕末から戦後に至るまで、時代としても長いところでしたし、非常に皆様が手づくりでゼロからつくっていただいて、大変立派なものがあったと認識しております。で、今回は、平成12年以降の20年間を対象とするために、時代としてもぐっと短いものになってまいりますし、年表通史というのを記載させていただく上でも、ぐっと絞られた部分になってまいりますので、前回ほどのポ

リ्यूムはないものかと考えております。冊数としましても、複数冊ということではなく、1冊にまとめる方向を考えておるところでございます。

装丁は、まだはっきり、今後詰めていく部分ですので、はっきり固まっているわけではないのですけれども、今、企画委員会の中で出ている意見としましては、前回の続編であることがわかるように、サイズであるとか装丁については前回は引き継ぐような工夫をしながらも、やはり今後につなげていきたい、今後を担う若い女性の方々にも、参画し、その方々につなげていけるようなものにしたいという委員の方々の一致した思いがございまして、若い方に手にとっていただけるような工夫をしたものとしていきたいと考えております。したがって、構成ですとか見た目の部分では、前回つくったものとはちょっと違うものになってくる可能性もあるかと考えております。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

じゃあ、次行きます。（5）番、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」の改正の概要について報告してください。

○永見文化振興課長 地域振興部資料5に基づきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」の改正の概要について、ご説明申し上げます。

地方における文化財保護行政に係る制度の見直しで、法律上、教育委員会の所管とされてきた地方公共団体の文化財保護の事務につきまして、条例により地方公共団体の長の担当とすることができるようになります。

1の改正の趣旨でございますが、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題である中、文化財をまちづくりに生かしつつ継承していくために、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るもの、でございます。

次に、2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の概要でございますが、法律上「教育委員会」の所管とされてきた地方公共団体における文化財保護の事務につき、条例により「地方公共団体の長」の担当とすることができるようにする、というものでございます。

次に、3、文化財保護法の一部改正の主な内容でございますが、（1）地域における文化財の総合的な保存・活用を図るための改正でございますが、市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請することができる。計画策定にあたっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる、というものです。

次に、（2）地方における文化財保護行政に係る制度の見直しでございますが、上記2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正によりまして、地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする、というものが主な内容でございます。

そこで、次に、4、千代田区の現在の文化財保護行政の執行体制でございますが、「千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」及び「千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」により、区長の補助機関である職員（地域振興部文化振興課文化財係）が補助執行により担当しております。

最後に、5、参考でございますが、今回の法改正に伴い、一部条例の規定整備を予定し、第1回定例会でご審議いただく予定でございます。

上記1～3により、関連する条例は、（1）千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例と、（2）千代田区文化財保護条例の一部を今後整備予定でございます。

法律の施行期日は31年4月1日でございます。

ご説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ありがとうございます。

この件についてご質問ございますか。

○河合委員 この文化財の保護の事務について、教育委員会、教育長から区長が担当することができるということなんですけども、これは法律の一部改正があって、担当することができるようになったということで、必ずしなければいけないということではないんですよね。その確認を一つ。

○永見文化振興課長 委員おっしゃるとおりでございます。できる規定なので、しなければいけないということではございません。

○河合委員 なぜこういうお話をするかというと、前回の定例会の中で、うちの会派の代表質問の中でも、外濠の保存計画、前は教育委員会教育長の担当であったんですけども、そのときのいわゆる教育長の見解とか、そういうものがまだ明確に示されていない中で今回こういう条例の改正をするのかが、ちょっと私には理解できないんで、いわゆるこれは、前回と教育委員会も含めますからね、この所管だけでやっていいのかどうか。企画にも関係することかなと思うんで、まあ、ちょっとこの地域保健福祉の委員会の中だけで判断をしていいものかどうか、ちょっと、今、疑問に思っているんですけども、その辺のところというのは、ほかの所管にもこれ、話はしたんでしょうかね。

○桜井委員長 えっ。

○河合委員 委員会にも。

○桜井委員長 委員会の運営は、執行機関には求められない。

○河合委員 は、ここだけね。うん。

○桜井委員長 委員会の運営はね。

○河合委員 うん。

○桜井委員長 我々、我々……

○河合委員 いや、あの……

○桜井委員長 ちょっと休憩します。

午後3時49分休憩

午後3時54分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

それでは、今回、地方公共団体の長が担当することができるということで、区としてのそういう方向性を出してきたわけなんですけども、なぜこういう形での、教育委員会からこういう形で変えるのかというようなところを含めて、ちょっと答弁していただけますか。

文化スポーツ担当部長。

○小川文化スポーツ担当部長 今般の二つの法律改正、文化財保護法の改正、そして、いわゆる地教行法の改正、まあ2本あるわけでございまして、まず文化財保護法の改正の中

に、これまで、ともすると文化財の保存に重きを置いていた文化財保護法の改正が行われ、保存のみならず、文化財の利活用まで積極的にしていこうということがうたわれたわけでございます。

またその中では、地域を挙げて文化財の保存活用に努めていくという方向性もうたわれておりまして、このためには、当然教育委員会を含む区の全庁が一丸となって、地域の中で文化財が利活用されるためのさまざまな方策を検討していく必要がある、いろいろな対応をしていく必要がある、このように判断をさせていただきました。

例えば、現在、事務は教育委員会の所管であります、担当しているのが我々地域振興部ということでございますけれども、地域振興部が担当することによりまして、地域と常に近いところで事務を行っている所管が、頻繁に情報をこちらに地域からいただく中で、文化財の貴重な保存、利活用につながった事例も多々あるような状況でございます。

こうしたことを、私どもだけではなくて、まちづくりや、例えば環境の部門もあれば、もちろん教育委員会もでございます。そういう幅広な、全庁を挙げていく中で、今後の利活用を図っていくということでございますので、単に教育委員会の所管ということだけではなくて、全庁挙げた対応をしていくという、そのことの必要性から、今般の法律改正をにらんだまた条例改正についても予定をしているという、そういう趣旨でございます。

○桜井委員長 はい。という、区としてね、考えがあるということだそうでございます。

（発言する者多数あり）細部にわたっては、定例会の中で、（発言する者あり）皆さんからもご議論をいただきたいというふうに思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

それでは、次、（6）番、日曜青年教室の運営の見直しについて報告してください。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 お手元の地域振興部資料6に基づきまして、日曜青年教室の運営の見直しについてご報告いたします。

日曜青年教室事業につきましては、ご案内のとおり、ことしで40周年を迎えまして、委員の皆様におかれましては、記念式典へご出席いただいたところでございます。この40年の間に社会状況は変化しており、特に、平成28年、障害者差別解消法施行後、障害者への合理的配慮が求められ、29年4月には文部科学省から障害者の生涯を通じた学習の充実について、全国の自治体へ通知が出されています。このような状況を踏まえまして、40周年を機に事業の見直しを行います。

まず、主な見直しの1、事業名の変更。今までの事務事業概要などに掲載していました事業名「心身障害者日曜青年教室」となっておりましたが、受講生には身体に障害がある者はおらず、実質的に知的障害者が主な対象でございますので、現状に沿った「日曜青年教室」という名称に変更とする。

2番目、事業目的の変更。従来は、生涯学習事業として幅広い学習を通じて社会的適応力を伸ばすことで、充実した生活を送れるよう援助することを目的としてございましたが、今般の見直しで、社会的適応力を伸ばすとともに青年教育にかかわる全ての触れ合いを通じた仲間意識を醸成することにより、社会参加の促進を図るとともに、充実した生活を送れるように支援することを目的とします。

3番目、関係機関との連携強化。事業を推進するにあたりまして、所管課だけでは解決

できない事案ですとか事象が生じた場合に対して、何らかの判断をする場合は、受講生関係者及び関係機関との連携を強化しまして、多方面から協力を得ながら総合的に行うこととする。

4、要綱の整備。従来「日曜青年教室運営要項」という事務上の内規のようなものだけでございました規定を、「日曜青年教室運営要綱」という、この糸へんを入れまして、こちらにしますと区長までの決裁をいただくことになるんですけども、この要綱としまして今述べましたとおりに、受講生の募集ですとか、そういうことをはっきりと明記しましたもので、新しい要綱を定めたいと思います。

5番目、受講生の経費負担。受講生の経費負担の在り方について、下記のとおり見直しをいたします。日曜青年教室の間口を広げて、継続的に学習できる環境を備えるために、年間受講料を今まで4,000円だったものを無償化します。ただし、受益者負担という考えのもと、今まで区が負担しておりましたスポーツ安全保険料は、受講生に負担していただきたいと思っております。今までの受講料は、日曜青年教室の講師謝礼金などの財源としていた側面がありますが、こちらが、受講生に負担してもらっている部分が何割を占めるなどとした明確なルールがなかったものですので、これを機に、受講料は無償ですが受益者である受講生に保険料はいただくというふうが、負担していただく経費がわかりやすいのではないかと考えております。年間受講料は無償化することで、受講生の負担額を減らし、気がねなく参加できる持続可能な日曜青年教室を運営していきたいと考えてございます。

報告は以上です。

○桜井委員長 はい。ご報告をいただきました。

この件、ご質疑ありましたらいただきます。

○岩田委員 まず名称について、「平成29年4月に文部科学省が」という一文がありますけども、この名称について、今まで区民の方もしくは外部の方から何かご指摘はありましたでしょうか。この「心身障害者日曜青年教室」と、前に「心身障害者」という言葉がついていることに対して。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 今まで特に指摘事項はございませんでしたが、23区、この見直しを機に23区の状況を調べましたところ、この、わざわざ「障害者」などをつけている区は1区もございませんで、逆に言うところ「かえで教室」ですとか「つばさクラブ」ですとか、ちょっと、何となくそういう知的障害者の団体の活動とわかりづらいような名称をしている区ばかりでございましたので、これを機に「日曜青年教室」としたいということで考えてございます。

○桜井委員長 ふーん。

岩田委員。

○岩田委員 この名称変更の際して、例えば受講生の対象が変わるとか、そういうことはあるのでしょうか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 今までも実際に身体障害がある方が受講されたケースがございませんで、実態として知的障害者しか対象にしていなかったがために、現状に即した名称に変更したいと考えてございます。

○岩田委員 ふーん。（発言する者あり）

最後に、受講生が今まで負担していた4,000円が無償化されるということで、非常に喜んでいる方も多いと思いますけども、今後は受講生をふやそうというような方針でよろしいのでしょうか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 現在、千代田区は人口が増加していて子どもの数がふえている関係で、じわじわとですけど、10代の受講生が少しずつふえてございます。現在、定員35名のところ31名でございますが、この、毎年コンスタントに10代の方が入ってきている現状は引き続き続くと考えてございますので、できるだけ受講生が受講しやすい環境を整えていきたいと考えております。

○桜井委員長 うん。

ほかに。

○飯島委員 やっている内容、行事とか学習内容とか、そこら辺については、特に従来と変更はないんですか。それとも何か変更を考えていらっしゃるんですか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 年間で、園芸ですとか水泳ですとか、そういうメニューは常に、保護者ですとか受講生の声を聞きながらプログラムを考えておりますので、今のところは例年どおりのプログラムで実行する予定でございます。

○飯島委員 事業目的の変更の中に、目的が今までとちょっと変わったというふうに、こう読み取れる表現なわけですね。今までも仲間意識の醸成とか社会参加の促進になっていた中身じゃないのかなというふうに私は思っていたんですけども、ここにあってそういうふうに、表現をこういうふうにこう、目的が変わったように書いてあるので伺ったんですね。そののところがちょっと、もうちょっと丁寧に説明をお願いできますか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 まず見直しのきっかけの一つでございます文部科学省からの通知の中で、やはり生涯において生じるさまざまな問題、課題の解決のための学習の場や、地域で仲間と過ごせる交流の場が必要とされているという、通知文にありましたので、それを踏まえて、私どももはっきり今まで目的の中に入っていなかったのに、この目的のためにこの事業に取り組んでいるということ、ボランティアスタッフですとか関係者に、改めて周知する意味も込めて目的に明記したいというふうに考えてございます。

（発言する者あり）

○桜井委員長 担当部長。

○小川文化スポーツ担当部長 ただいまの答弁をちょっと整理をさせていただきますと、これまでの目的の中に、飯島委員がご指摘をいただいた触れ合いを通じた仲間意識の醸成や社会参加の促進を図るといったことが実際行われて、実態としてあったにもかかわらず、これまでの要項の目的には入っていなかったということでございます。で、これまでの目的に入っていた社会的適応力を伸ばすといったこと、充実した人生を送れるようにということ、引き続き書きつつも、先ほど申し上げたようなことを新たに加えて、実態に近いものとしたというそういう整理でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○桜井委員長 飯島委員。

○飯島委員 私は従来、この日曜青年教室が、学習を主ということで教育委員会のほうに属するのか、それとも障害者の方の社会適応ということで福祉のほうに入るのか、どちらにしても文化スポーツというのはおかしいんじゃないのかなというふうにはちょっと思っていたんですね。で、このたびこういうふうになるという、変わるということで、文

化スポーツというと、何かこう、余暇的なものに受け取られる可能性があるということで、その、何か多様な目的が入っている日曜青年教室ということでは、じゃあ、まあ文化スポーツがふさわしくなっていくのかなとか、いろいろちょっと、頭が整理できていないんですね、私自身も。だからそこを、この所管課だけでは解決できない事案ということに、福祉のほうも含まれているというふうにお考えになっているのか、どうなのかなと、そこら辺を、まず、ちょっと聞きたいんですね。どうなんでしょうか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 飯島委員のご質問のとおり、やはり私ども福祉の専門職ではございませんので、実態として今までも担当講師からえみふるに、受講生のことはどうなっていると、こう、点と点では結びついていた面もございますが、そこを改めてこういう明記をすることで、一緒になって受講生が学習をしやすい場を、環境を整えていきたいという思いも含めて明記するというところで整理しているところでございます。

○飯島委員 なるほどね。

そうすると、日曜青年教室を中心に、そこら辺のその、何かこう、何ていうんでしょう、そこに学んでいる、活動されている方を中心に、福祉と文化スポーツの担当の方が、何か連携した組織ができるということではなくて、やっていくことは今までと同じように点と点みたいな、そんなイメージでよろしいんですか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 飯島委員のおっしゃられるとおり、そうですね、今まで点と点になっていたものをきちっと明確に組織として、生涯学習・スポーツ課として、何かあったらえみふるさんですとかと協力しながら、受講生が学びやすい環境を整えていきたいと思いますということを、改めて、そこを、スタッフですとかみんなでも共有するためにはっきり明文化しようということで、このような形をとることといたしました。

○桜井委員長 ふーん。

○飯島委員 ちょっと最後です。

○桜井委員長 飯島委員。

○飯島委員 費用、受講生の負担のことなんですけど、今までの受講料が無償になるというのは、非常にいいことだなというふうに思うんですけど、その中で、説明の中でおっしゃった受益者負担という言葉ですね。これが、ほかのさまざまな講座の中で、実際に、そのたび、経費というものが受益者負担として、今までよりも負担が重くなるというようなことというのはないんですか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 今までも同じ保険に、1,850円、区が入って、支払っていたものが、その部分を、受講料自体は、先ほど申しましたように、明確に、4,000円の根拠ですとかそういうのが明確ではなかったものでございますので、受講料自体は免除ですけれども、保険という、受益者に何かあったときに利益になるものについては負担をしていただくという整理とさせていただいてございます。

○飯島委員 ふーん。じゃあ、その部分だけね。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 はい。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○大串委員 私もこの目的のところを聞こうと思ったんですけど、これは、だから、今、飯島委員とのやりとりを聞いていますと、これはだから、目的の変更ではなくて、目的の

明文化ですね、要するに。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 はい。

○大串委員 だから、本来文科省がこういうものを出してきたけれども、千代田区の青年教室は既にもうこのことを取り組んでいる、そういうことですよ。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 はい。

○大串委員 千代田区の青年教室は全国の模範だと言われて、その担当する生涯学習の社会教育主事の方は、全国に講演に行くぐらい、今引っ張りだこだと。どうして千代田区の青年教室はああいうふうにできているのか、ぜひ教えてください、こういう状況ですよ。ですから、文科省に言われる前にもう、こういうことは既にできていた、そういうことですよ。この、だから「目的の変更」と書かれちゃうと、何か今までやってきたことと（発言する者あり）何か、どうなんだという質問になってしまうんですけど、ここは一つ確認しておきたいんですけど、どうでしょうか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 大串委員のおっしゃるとおり、今まで千代田区は、ご指摘いただいたとおり、全国からも質問、どうやってやっているのかですとか勉強会に講師に呼ばれたりですとか、そういう中で、おっしゃっていただいたとおり、既に文科省に言われる前からやっておりましたと、それをはっきりと明文化しようということが趣旨でございます、確かに「変更」という言葉がちょっと誤解を招くような表現だったかと思えます。ご指摘ありがとうございました。

○大串委員 そこで1点お伺いしたいのは、スタッフがすばらしい、スタッフがそろっていた、千代田区の生涯学習のところに。で、今後ともその、スタッフの方もだんだん定年とかありますのでね、そういう人材の確保という点ではどうなんでしょうか。この点をお伺いしたんですけど。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 大串委員ご指摘のとおり優秀なスタッフがおりますが、確かに年齢を重ねていっているというのも現実でございます。今、一方で、コミュニティ総務課が対応しているコンソーシアムの近隣8大学の連携の中で、大学生の方にも連携を呼びかけていたりですとか、新しいスタッフの呼びかけを心がけているところでございます。

○大串委員 まあ、呼びかけているのはいいんですけども、実際どうなのか心配するところなんです。僕は、社会教育主事の方が、本当に、先日カスケードホールで、その記念の事業をやりましたけれども、本当に、涙を出すぐらいのその取り組み、そしてその日曜青年教室に参加されている方とのきずながすごくできているからその成功というのがあるんですよ。だからそれをこう、きちんとできるかというのも、皆さん心配していることだと思うので、この点、もう一回ちょっと、答えていただきたい。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 委員ご心配いただいているとおり、特に長年やってきた方が、経験も豊富でございますし、父兄からの信頼も大変厚く、余人にかえがたい方だというのは現実そのとおりでございます。

○大串委員 ああ、もうそのとおりで。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 ですが、一方で新しい方たちも一緒に学んでいただきたいので、先ほど申しましたように、平成22年ぐらいまでは、日体大の大学生がレクリエーションサークルとして、まず先輩が入って後輩に対応の仕方を教えてというよう

な連携ができていたんですけども、日体大側がもう、ちょっと難しくなってからが、点で、手を挙げた法政大学生だとか、点で申し込みがあったんですけど、大学としての、その連携して手伝っていただくところがなかったの、今新しいどこか大学がないかを探しているという一方で、今までやってくださった方には講師として残ってもらいますとか、今、さまざまな方法を検討しているところでございます。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○寺沢副委員長 まず、この要綱の整備でもって、区長決裁が必要になる、この項の字の項目の項から、綱という字ですか、というふうになって、「入室の手続き、経費負担及び安全管理等について明記し、」となっていますけれど、ほかに何か変わる点はあるんですか。これだけ、まあ、要するに区長決裁が必要になるような、重要な変更点というところですよ。ほかにどんな点があるんですか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 寺沢副委員長のご質問でございますが、はい、主にこの明記しています、入室の手続きですとか経費の負担、安全管理、こちらは逆に言うと今までなかったんですね、どこにも明記しているものが。それで正直、ちょっと困るような事態が発生して、こともあったというので、改めてきちんと決裁をとって、こういう要綱を定めて、受講生も、職員にもわかりやすい事業にして、持続可能な事業にしていきたいと考えてございます。特に変更は、これに明記したこと以外に特に変わることはございません。

○寺沢副委員長 特別なところはない。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 はい。

○寺沢副委員長 そうですか。わかりました。

それから、主な見直し内容で、今までも身体障害者の方はいらっしゃらなかったと。そして、知的障害者を対象にというおっしゃり方だったと思うんですね。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 はい。

○寺沢副委員長 そうすると、今後もあるのかないのかわかりませんが、ここに限定してしまうと、もしも身体障害の方が、メニューがこう、いろいろありますよね、年間の。それで参加をしたいというようなことがあった場合は、受け入れはできないということなんですか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 ご指摘のとおりでございますが、まず今までも、身の回りのことが自分でできる方というふうに、受け入れるときの条件でございまして、身体に障害があって身の回りのことが難しい方は、そもそも受講を今までしていただけていないという現状がございます。

○寺沢副委員長 ああ。これから手を広げていくという、対象者をふやしていったって、まあ多様性というか共生社会というかね。そのときに、こう、何か限定、まあ今までもそうだったからと限定してしまうのが、とても残念だなと思うんですね。その体制の整備というものも必要になっていくかとは思いますが、排除の論理にならないように工夫をされたほうがいいんじゃないかなという気が、最初のご説明をいただいたときからしているんですけど、その点はどうなんだろうかね。今まではまあいなかったから、そして、そういう、自分のことを自分でできない人は受け入れないと、こうなってしまうと、ちょっと何か残念だなという気がするんですけどね。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 日曜青年教室で知的に障害がある方というのは、声を大きく急に発声したりですとか、なかなかこう、どこかに学習に行く場がないので、どうしても、このような事業をやっていただくと家族で行けないような場に行けたり、とてもいい事業だということは、父兄の方からお声をいただいている一方で、身体に障害がある方で特に知的に障害者がいない方にとっては、とてもいづらい雰囲気になってしまう可能性もあるかと思うので、委員に今ご指摘いただいたように、いろんな工夫が必要になると思いますので、そのあたりはまた改めて検討していく必要があると思っております。

○寺沢副委員長 うーん。確かに、障害、障害といっても、それぞれ特性があるんで、その違いというのは確かにあるかと思うんですよね。それで、でもこの知的障害の方にとっても、生涯学習ですね、要するにいろいろなそのメニューをこなすことによって学習していくんだということが明確になるわけで、そのときに、やはり刺激を受けるといいですか、身体障害の方やなんかでも、こう、それを、何というのかな、見て、あ、こういうことがちゃんとできるんだみたいなのところも一つの学びになるんじゃないかという思いもありますのでね。もうちょっとこう、柔軟に、受け入れについては、この要綱が整備されるわけですからね。いやもう、来るはずはないんですみたいにしないで、ちょっとこう、幅を持たせていただいて、今までのその名称ですよね、「心身障害者」となっていたその「心身」というところもちょっと含みを持たせてくださったらいいかなと思うんですけど、難しいですか。

○小川文化スポーツ担当部長 さまざまにご指摘をいただきました。

そもそもこの日曜青年教室が知的障害者を対象にスタートをしたということの、まず根本のところでは申し上げれば、社会的な適応力、これはあくまでも知的なレベルのお話でありまして、例えば、足が不自由である、手が不自由である方も障害者ではございますけれども、そうした方は、いわゆる知的な意味での社会的適応能力は、まあ、正直既にある方が大半だというふうに認識してございますので、そもそもこの事業の目的からして、全くその違うレベルの方を受け入れるという話になってくるのかなと思います。

したがって、例えばカリキュラム一つをとっても、またあるいはスタッフの受け入れ態勢一つをとっても、全く別次元のものを新たに用意するといったような形になってくるのではないかと思います。また一方で、例えば足の不自由な方、手の不自由な方がいらっしゃるというのであれば、我々が一般的に行っている学習活動、生涯学習の学習活動に対しては、そうした方たちは、例えば合理的な配慮を受ければ、受けさえすれば、学習の機会というものはいくら程度は保障されているのではないかとこのようにも認識してございます。

したがって、この日曜青年教室の目的に照らせば、なかなかその身体障害を持つ方が、必ずしもその目的に合致しているとは言えない一方で、身体障害を理由として、何らかのこのハンディキャップを持っていらっしゃる方が学習機会を得る機会というのは、実はほかにあるのではないかとこのようにも認識してございますので。ただ、その、もちろん個人個人の抱えている障害の課題によっていろいろあるかとは思いますが、一律排除という話ではもちろんなくて、例えばいろいろご相談があったときには、きちんときめの細かい対応をして、ご相談に乗るといことはさせていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

寺沢委員。

○寺沢副委員長 ご説明、よく理解できました。しかし、身体と知的のこの複合的な障害というような方もいらっしゃるよ。先ほど課長がおっしゃったように、自分のことが自分でできない人は対象にはならないというようなご説明でしたけれども、そこら辺も含めて、多少の介助があれば、そうした複合的な方も参加できるよ、みんなと同じ、その、何といいますかね、時間を共有して、まあ、社会生活といいますか仲間意識の醸成もできるよというふうになったら、なおいいかなというふうに思いますので、そこら辺よろしくお願ひしたいと思います。

○小川文化スポーツ担当部長 ご指摘ももっともございまして、現実問題も、例えばその身の回りのことも、やや周りの方の介助をかりなければ参加はできないといった方が、実は日曜青年教室の中にも少なからずいらっしゃいます。（発言する者あり）それで、その方が例えばご家族の理解であったり、本人の意思であったり、さまざまなことを勘案して、個別にいろいろと綿密にご相談をいただく中で、こういった条件であれば、その条件を整える中で受講の運びになったといったケースもございまして、ご指摘いただいたことを踏まえまして、個々人の状況に応じた柔軟な対応、できる限りのその受け入れをするという前提、それがあ一方、なかなかこちらとしても、事業運営上のやはり目的や体制の問題もございまして、もちろん一定の限界はあると思いますけれども、基本的には丁寧に相談にに応じていくという姿勢でございまして。

○桜井委員長 飯島委員。

○飯島委員 まあ、事業名を変更するという……

○桜井委員長 あ、ちょっと待って。ちょっと待って。（発言する者あり）ああ、もう時間切れで。（発言する者あり）はい。どうぞ。

○飯島委員 事業名の変更ということでさっきご説明がありましたけれども、日曜青年教室といっても、青年というのを何歳ぐらいまでを想定されるのかわかんないんですが、ちょっとそれに該当しないような年齢の方も多くなっているんですね。ですから、変えるのであれば、この際、23区のほかの区のような、何かちょっと違った名称にするとか、「心身障害者」というのだけを外すんじゃなくて、違った名称にするということも考えてもいいんじゃないのかなというふうに思ったんですが、いかがなものでしょうか。（発言する者多数あり）

○小川文化スポーツ担当部長 先ほど課長が申し上げた理由で、障害者ということは名前から一旦外すということをしていただきました。もちろん、その「青年」という言葉がふさわしいのかふさわしくないのかというお話もあろうかと思いますが、40年来、この名前が非常に地域に親しまれ、この名前を通りがいいといったことも実はございまして、いただいたご意見としては受けとめさせていただき、今後そういったものも含めての検討ができるかできないかということについては考えさせていただきたいと思うのですが、かなりその、地元としての理解がある中でございまして、我々としては、少なくとも新年度につきましては、この名称でいかさせていただきたいと考えてございまして。

○桜井委員長 はい。まとめてください。

飯島委員。

○飯島委員 まあ、受講生の方に聞いてみるというのも……（発言する者あり）一つだと

思うんですね。ええ。

○小川文化スポーツ担当部長 そう言おうとして、今忘れまして。すみません。そうですね、広く聞いてね。はい。

○飯島委員 ですから、こちら辺も考慮して、考えていただきたいなというふうに思います。

○小川文化スポーツ担当部長 はい。ご指摘ごもっともでございます。受講生であったり、あるいはその保護者の方であったり、さまざまな方のご意見を聞きながら、進めてまいりたいと思います。

○桜井委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。報告事項は全て、これで終了しました。

その他に入ります。執行機関から、その他ございますか。

○細越地域振興部長 昨日発生いたしました住民基本台帳ネットワーク端末の障害につきまして、口頭にてご報告申し上げます。

昨日、住民基本台帳ネットワーク内のCSサーバー、自治体間の情報連携のために稼働する機器が動かなくなったことによりまして、業務開始時間であります午前9時から午後3時30分までの間、マイナンバーカードの交付事務やマイナンバーカードを利用した転入の事務、こうしたものができなくなってしまいました。

この結果、区役所総合窓口課及び出張所におきましては、計24名の方にご迷惑をおかけしたところでございます。24名のうち16名の方につきましては、改めて窓口にお越しいただくことなく手続をさせていただきましたが、しかしながら、この残りの8名の方につきましては、もう一度窓口にお越しいただくご負担をおかけすることになってしまいました。改めまして、この場をおかりして、おわび申し上げたいと思います。

この障害の原因でございますけれども、CSサーバーを接続いたしておりますUPSという、停電など電源異常時に電力供給をする無停電電源装置、こちらの動作がしなかったために、サーバー側に電力が供給されずに起動しなかったということでございます。

今後、こうした同様の障害が発生しないために、まずは機械の保守管理業者によりまして、機器の解析作業を今行っている最中でございます。この障害発生原因の詳細調査を行った上で、再発防止策を早急に講じてまいりたいと考えております。

なお、今回の障害につきましては、電源がサーバー側に供給されずに、起動できなかったということでございますので、区民の皆様の貴重な情報が外部に漏えいするということは一切ございません。ご迷惑をおかけしましたことを重ねておわび申し上げまして、報告させていただきます。

以上でございます。

○桜井委員長 はい。ということだそうでございます。ね。はい。

ほかにありますか、執行機関の皆さん。よろしいですか。はい。

委員の皆さんからありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

ちょっと休憩します。

午後4時28分休憩

午後4時30分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

お疲れさまでございました。以上をもって、地域保健福祉委員会を閉じます。お疲れさまでした。

午後4時30分閉会